

令和 4 年度

事業計画書



松風荘コーディネーター

社会福祉法人
共生会
松風荘

令和4年度（2022年度）事業計画

目次

I. 理念と方針	2
社会福祉法人共生会 経営理念	2
社会福祉法人共生会 経営方針	2
松風荘の基本理念	3
松風荘の養護方針	3
今年度の重点方針	4
II. 施設の概要	5
III. 権利擁護	8
IV. 中期計画	9
V. 運営管理に関する事業計画	11
VI. 生活支援事業計画	13
本園事業計画	13
第一分園事業計画(パインツリー)	15
第二分園事業計画(ツインリーフ松風)	17
第三分園事業計画(もちのき)	19
VII. 家庭支援事業計画	21
VIII. 自立支援強化事業計画	22
IX. 食生活支援事業計画	23
X. 心理支援事業計画	26
XI. 委員会活動事業計画	28
実習委員会	28
マニュアル委員会	29
防災安全委員会	30
自立・性教育委員会	32
人材委員会	33

I. 理念と方針

社会福祉法人共生会 経営理念

当法人は設立の精神である「共生」の精神に則り、利用者と事業者が共に手を携えて支え合い、自立に向けて支援することを基本理念としています。

1 利用者の尊重

共生の精神に則り、利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供します。

2 自立支援

利用者の持つ能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

3 安心・安全な生活

利用者や家族が安心・安全な生活ができるよう支援します。

4 地域との連携

地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力をを行う等の地域との交流につとめ、地域の福祉サービスの拠点を目指します。

社会福祉法人共生会 経営方針

利用者の権利擁護を中心据えれば、経営のコンプライアンス・透明性・説明責任・公開性の確立は法人経営にとって不可欠である。そのため公認会計士による外部監査の実施、顧問弁護士による法の遵守の徹底、顧問経営コンサルタントによる経営の適正化を図ってきています。

1. 健全経営の実現

自己収入で支出し賄い得るよう工夫し、無駄をなくし、効率化に努め健全な経営を確立します。

2. 地域との連携

地域との交流の推進を図り、安心と信頼で結ばれる社会福祉事業の運営をします。

3. サービスの質の向上

利用者本位のサービスを実現するため、業務の標準化を図るとともに、それを最低基準として品質向上の鍵を握る職員のレベルアップを、業務を通して実現します。

4. 第三者サービス評価の受審

第三者サービス評価機関によるサービス評価を積極的に受審します。

5. 苦情解決制度の実施

苦情解決のしくみとして第三者委員を選定し、サービスのチェックを実施します。

6. 情報の公開

情報公開は説明責任として、個人情報保護法の範囲内において、インターネット上、文書による情報を提供します。

7. 責任と権限の明確化

組織として事業活動を実践しているという原点にたちかえり、職員各自の組織上の役割、権限、責任を明確にして、組織一体となって業務遂行にあたります。

8. 働きやすい環境

誇りをもって働きやすい法令遵守の職場環境づくりに努めます。

松風荘の基本理念

児童福祉法、児童憲章及び児童の権利に関する条約の精神に則り、児童の基本的人権を擁護し、福祉の増進をはかり、心身共に健康な人間の育成をめざして、自立のための支援を行います。

創始者積惟勝先生の施設養護への思いである「一人はみんなのために、みんなは一人のために」を一人ひとりの社会性や人間関係を豊かにするとともに、個別的な関わりを大切にしながら家庭的な施設づくりを目指し、年齢に応じた配慮、細やかな配慮、思いやり等必要な事を伝えていく事を基本理念としています。

松風荘の養護方針

- ① 子どもたちの最善の利益を守り、発達成長を支援します。
- ② 愛情に満ちた環境の中で、安全で安心した生活を用意し、子どもたちの生活意欲を育てます。
- ③ お互いに認め、大切にし合う仲間作りをしながら、責任感・思いやり・助け合いの心を育てます。
- ④ 子どもたちの学習を支援します。中学生には高校進学、高校生には主体的な進路選択ができるよう援助します。
- ⑤ 社会的な人間関係の自立、社会生活の自立や卒園後の自活生活を支援します。
- ⑥ 体罰等の人権侵害行為を否定し、受容的なかかわりを心がけ、心の痛みを受け止めた治療的な養護をめざします。
- ⑦ 学習指導や行事にともに参加してくれるボランティアやフレンドホーム（短期里親）は子どもたちの大きな支えとなっています。
- ⑧ 親との関係を密にし、ともに子育てをすることを大切にしながら、家庭復帰をめざします。
- ⑨ 児童相談所・学校・地域・関係諸機関との連携をとりながら子育てをします。
- ⑩ 「子どもの権利ノートの活用」「第三者による施設サービス評価の実施」「苦情解決制度の推進」などを通じて児童の権利擁護の充実を図ります。

今年度の重点方針

「組織的に養育の質を高めよう」

- ・OJT・OFF-JTを通じて組織的な向上を目指す
 - オンライン研修を中心に研修を充実させ、職員の育成を図る。
 - 求められる人材像を明確にすることにより、OJTの強化を図る
 - 管理職・専門職による内部研修を実施する
- ・途切れないと人材育成を行う。
 - 職員の異動に伴い、人材育成が途切れがちになっている現状を考え、異動先への引継ぎを行い丁寧に行い、途切れないと人材育成を行う。
 - 組織的な研修計画を作成する
- ・「家庭的養育」と「自立」をチーム内で考え、個別的対応強化を目指す。
 - 「心理的ケア」「主体性」を参考にし、チームで検討を行い、個別対応に生かす
 - 東京都の入所状況のひつ迫度を考慮し、地域小規模児童養護施設（4名定員）も検討していく
- ・措置延長を視野に入れた対応の実施
 - 国の方針として措置の年齢制限の廃止もあり、年度当初より準備を進める
 - 地域小規模児童養護施設（4名定員）設置の検討を行う。（再掲）
＊長期化する入所児童ケースが多いため、18歳以降の措置延長を進めるために、法人及び都との協議を行う。

II. 施設の概要

1. 施設の規模

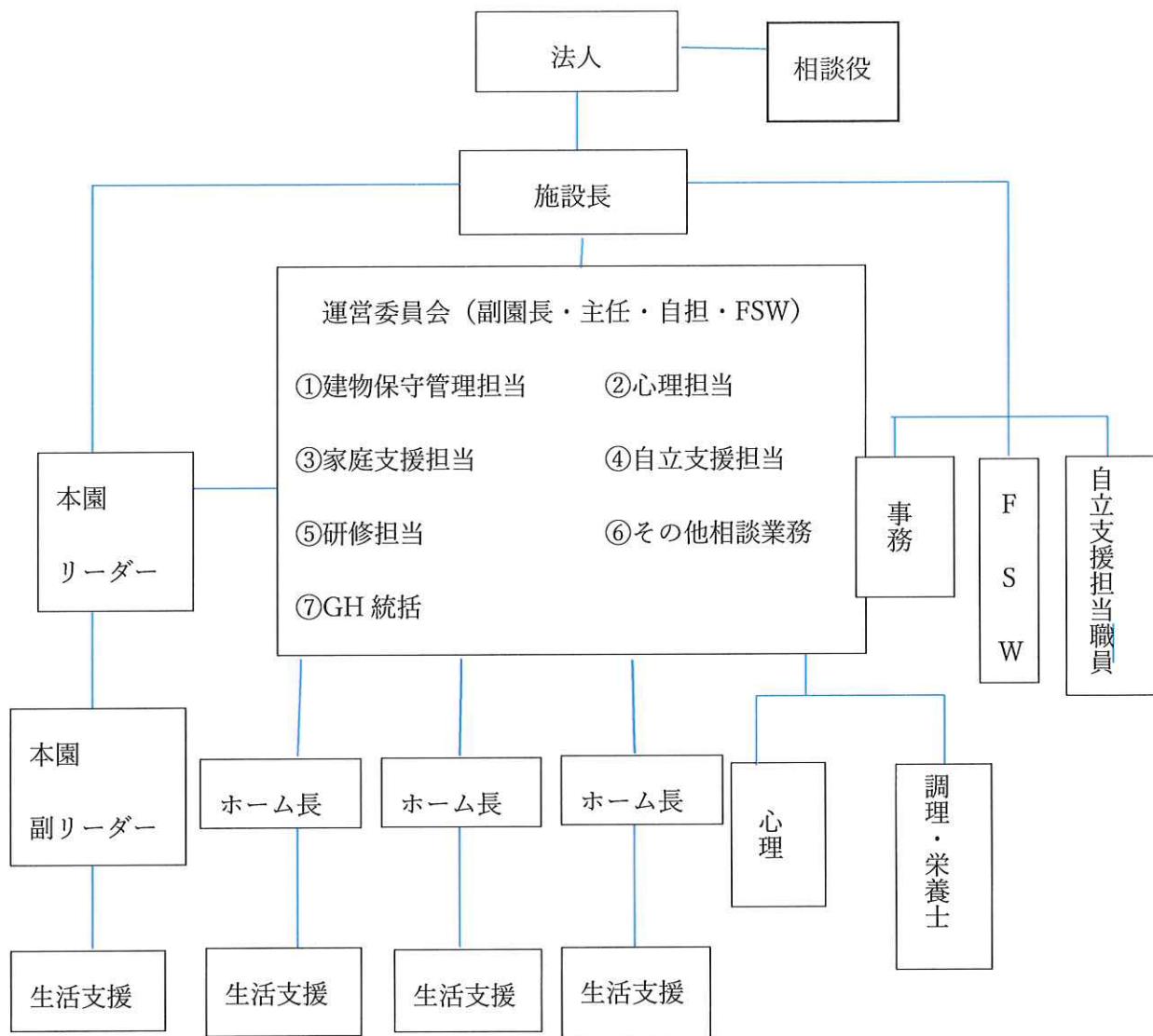
	児童定員	職員	敷地面積	建物面積他
施設全体	30名	44名 (嘱託医含)		
本園	12名	24名 (内ケアワーカー9名)	462.8 m ² (約140坪)	340.423 m ² (約104坪) 鉄筋コンクリート2階建
第一分園	6名	6名	約257.67 m ²	234.96 m ² (71坪) 木造2階建 5LDK
第二分園	6名	5名+バックアップ 職員(兼) +調理他	251.43 m ² (約76坪)	211.57 m ² (64坪) 木造2階建 7LDK
第三分園	6名	5名+バックアップ 職員(兼) +調理他	193.82 m ² (約59坪)	144.91 m ² (44坪) 木造2階建 5LDK

2. 職員構成

施設長	1	副施設長 (基幹的職員)	1	主任(FSW 兼務)	1	嘱託医	1
事務員	1	事務員(非)	1	栄養士(非)	1	調理員	2
調理員(非)	3	心理士(非)	4	保育士 指導員	23	自立支援 担当職員	1
家庭支援専門相談員	2	個別対応職員	1	グループホーム バックアップ職員	1		

令和4年度（2022年度）事業計画

3. 組織図



令和4年度（2022年度） 事業計画

4. 職務分担表

職種	職務内容
法人相談役	○必要に応じて助言、及び指導を行う。
管理職	施設長 ○事業全体の目標、計画、進行管理 ○予算、決算、財務、施設整備（会計責任者） ○組織、人事の活性化、改善 ○行政機関、関係機関等に対して施設を代表 ○苦情解決責任者 ○防火管理者
	副施設長 ○事業全体の目標、計画、進行管理 ○組織、人事の活性化、改善、リーダー層の育成 ○児童支援に関するスーパーバイズ ○専門職の取りまとめ ○職員採用に関する業務 ○その他、施設長の補佐及び代理 ○職員会議、養護会議の司会進行
	主任 ○事業全体の目標、計画を把握 ○児童支援に関するスーパーバイズ ○リーダー層の育成 ○子ども手当 ○苦情解決担当（苦情受付者） ○その他、施設長が必要と認めた業務
専門職	家庭支援 専門相談員（FSW） ○自立支援計画作成への助言および進行管理 ○対象児童の早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助業務 ○退所後の児童に対する継続的な相談援助 ○里親委託推進のための業務 ○児童相談所等関係機関との連絡・調整 ○ケース進行管理 ○外部の会議への参加
	自立支援担当職員 ○自立支援計画作成への助言および進行管理 ○学習、進学支援、就労支援等に関する社会資源との連携 ○高校中退者など個別対応が必要な児童に対する支援 ○施設退所者に対する継続的な状況把握及び自立支援のマネジメント ○外部の会議への参加 ○その他、施設長が必要と認めた業務
	心理士 ○ケースカンファレンスへの参加 ○子どもの心理面接、心理治療 ○心理治療プログラムの立案、実施 ○生活場面での子どもの状況観察および職員へのコンサルテーション ○その他、施設長が必要と認めた業務
生活支援	本園 リーダー ○本園の生活担当職員の業務（日常生活に係わる業務）や労務（勤務表作成等）の管理 ○設備等の保守・管理 ○本園行事計画の立案実行を主導 ○実習生の受け入れに関する業務 ○新任、若手職員の育成に関する業務 ○学校、地域との連携に関する業務
	本園 副リーダー ○本園の生活担当職員の業務（日常生活に係わる業務）や労務（勤務表作成等）の管理 ○設備等の保守・管理 ○本園行事計画の立案実行を主導 ○実習生の受け入れに関する業務 ○新任、若手職員の育成に関する業務 ○学校、地域との連携に関する業務 ○本園リーダーの補佐 ○第三者評価の実施に関する業務（業者選定は施設長が行う）
	ホーム長 ○ホームを代表し、日常のホーム運営の責任者 ○ホーム職員の労務管理（勤務表作成等） ○ホーム児童に対する日常の生活支援を主導 ○ホーム行事の企画と実行の責任者 ○設備、備品の保守管理 ○ホームの事業計画の進行管理 ○ホーム職員の指導育成 ○学校、地域との連携に関する業務を主導 ○その他施設長が認めた業務
	各拠点 担当職員 ○自立支援計画の策定と実施 ○生活支援（食事の介助、見守り、マナー指導、季節や場にふさわしい衣服調整、居室や建物の環境整備等） ○学習支援（宿題の確認に加え、各児童に合った学習環境を提供） ○余暇活動（遊びの提供、公園への引率等） ○保健衛生指導（うがいや手洗い、検便の声掛け等） ○進路指導（学校選択に必要な情報提供や学校見学の引率等） ○健康管理 ○グループワーク（行事、子どもの自治的活動） ○学校との連絡調整、PTA活動への参加 ○地域活動への参加（補導員、町内一斉清掃） ○保護者への連絡（家庭支援専門相談員の指示を受けて連絡することがある） ○児童の居室及び物品の管理（文房具や衣料等） ○文書管理（育成記録、養護日誌等）の整備 ○防火管理、災害対策の実施（防災計画策定、防災訓練の計画と実施） ○アフターケア
	グループホ ームバッ アップ職員 ○グループホーム入所児童からの苦情解決および人権擁護 ○グループホーム専任職員からの相談対応及び助言・指導 ○グループホーム入所児童の自立支援計画作成等に係る支援・助言 ○各種情報収集・提供 ○緊急時対応・支援 ○そのほかグループホーム等の運営に必要な支援
食生活	栄養士 ○献立表の作成 ○嗜好調査の実施 ○食材の発注に係わる業務 ○食材費の計算 ○食数管理
	調理員 ○給食調理 ○おやつ作り ○食品倉庫、調理室の管理 ○その他、施設長が必要と認めた業務
事務員	○出納責任者 ○小口現金取扱者 ○経理、財務業務 ○庶務業務 ○職員健康診断 ○その他、施設長が必要と認めた業務
嘱託医	○医師としての業務 ○かかりつけ医

令和4年度（2022年度） 事業計画

5. 会議

会議を施設運営の中心に据え、会議ごとの目的達成に向けて参加する職員が協力する。

会議の種類と目的等一覧

名称	目的	参加者	開催頻度	備考
職員会議	松風荘に関するあらゆる事項を議題とし、意志決定と承認を目的とする	職員全員 (非常勤従業員、嘱託医師を除く)	月一回	献立会議を含む
経営会議	施設運営に係る重要案件（予算、人事等）や将来構想を検討協議する	施設長、副施設長・主任	月二回	
運営会議	施設運営に係る案件について少人数で検討協議する。職員会議・養護会議前の検討事項中心	施設長・副施設長 主任・専門職・施設長が必要と認めた者	月二回	
養護会議	児童の支援に係る事項や全体行事計画を検討協議する	管理職、専門職、生活支援担当職員	月一回	ケース会議を含む
支援会議	職員会議・養護会議前に子どもに係る案件について、検討協議する	管理職、ホーム長、本園リーダー・副リーダー、専門職	月二回	グループごとに開催
生活支援会議	児童に関する情報共有や生活上の諸課題についての検討を目的とする。	生活支援担当職員、専門職	月三回	
食生活会議	食生活を担ううえで必要な情報を共有し、検討課題について協議する。	調理員、本園リーダー（または副リーダー）、管理職	月一回	
専門職会議	家庭復帰児童や卒園した児童、卒園を控えた児童の情報共有や支援方針の確認を行う	自立支援担当職員・家庭支援専門相談員・（心理士）	月一回	
心理会議	心理面談や心理個別対応の情報共有を行う	心理職・家庭支援専門相談員	月一回	
カンファレンス	外部講師を招き研鑽を積む	管理職・専門職・生活支援員	年四回	FS カンファ 年2回 心理カンファ 年2回
各種委員会	定期的に委員会を開催し、専門性を高める	生活支援職員	隔月開催	内部研修と同日
管理及び専門職による内部研修	国や都の動向に触れる機会の多い職員より情報を伝える学習会	管理職・専門職・生活支援員	隔月開催	各種委員会と同一日

III. 権利擁護

権利擁護という視点で見たとき、児童養護施設は入所している児童とその家族にとって最後の砦ともいわれる。子どもの貧困や児童虐待、ドメスティックバイオレンスなど、入所以前の暮らしの中ではその人権が著しく蹂躪されていたケースが多い。児童養護施設が権利擁護を基盤とした支援を展開する事が求められているのは、こうした背景にもよる。

職員の人権意識を高める取組み

①4月の職員会議では、全国養護施設協議会児童部会が作成した倫理綱領を読み合わせる。

②全国社会福祉協議会が作成した「児童養護施設のための人権擁護チェックリスト」を実施。（個別年2回。各拠点1回）
権利擁護を進めるための仕組み

入所児童やその家族からの苦情に対応する為に、苦情解決のしくみ実施要項を定める。第三者苦情解決員の方には、入所児童と交流の機会を設けるなどして、子どもたちの生活の様子をみていただき、担当職員や施設長との懇談の時間を設ける。

◆苦情解決責任者

施設長 村松信知

◆苦情解決のための第三者委員

真野照英氏(司法書士) 西山知津子氏(児童委員) 東 宗徳氏(医師)

◆苦情受付委員

主任 加藤美奈

IV. 中期計画

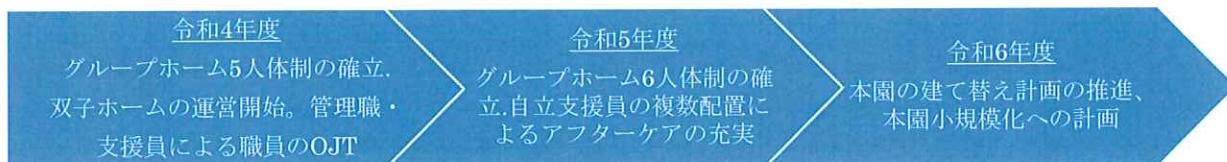
1. 本園建て替え工事について

本園は昭和42年に建てた鉄筋コンクリート2階建てであり、平成16年に大規模修繕を行い、耐震補強はなされているが、壁の落剝など老朽化が激しい。建物の構造も当時の基準であるので、本体の定員は、グループホームを出す事によって減ったが、小規模化への改築・変更は現状の建物では難しい。

松風荘は、本園の建物の完成を持って、施設の小規模化がなされる。法人との協議、東京都からの補助金を待って、建て替え工事を検討していきたい。

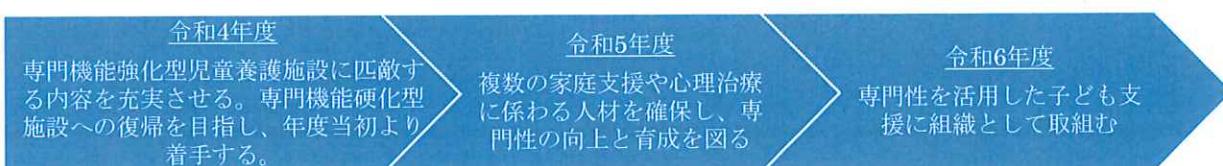
2. 人材育成

地域分散が進んだ施設では、各グループの責任者（チームリーダー）養成と職員のスキルアップが必要となる。小規模化した養育単位での子どもの育ちを理解し、チームアプローチを実践できるような人材の育成に努める。そのためには、職員個々に求める業務や必要なスキルを、OJT、OFF-JTを実施し、育成に努めると同時に養育の質の向上を目指す。又、育成にあたる職員の研修を実施する。



3. 専門機能型児童養護施設としての組織力の向上

家族再統合や心理治療など、専門性を高める手段として外部講師を招き、ケースカンファレンスを年4回実施し、取り組みを活性化させ、検討力を養う。更に実践力を鍛えるために年4回、小児精神科医との拠点毎のカンファレンスを実施する。



令和4年度（2022年度）事業計画

V. 運営管理に関する事業計画

①事業計画と予算の運用

職員による事業総括をもとに、新たな事業計画をたて、計画に見合った予算を作成し運用する。

②危機管理体制の整備

ヒヤリハットの収集と会議での報告を通して危機管理意識の向上に取り組み、事故予防対策を施設のシステムとして構築する。

③施設サービス評価事業の実施

第三者機関によるサービス評価を受審し子どもの権利擁護と生活の質の向上を図る。また、評価結果の公表により、施設運営とサービス提供の透明性の確保を担保する。

④苦情解決のための仕組みを活用

苦情は、サービス向上のスタートと捉え、子どもの権利擁護とサービスの向上を目的として実施する。入所児童とその家族からの苦情を受け付け、解決に向けて第三者委員会を常設する。第三者委員には、子どもとの夕食会を通して話しやすい関係性を養う。

○第三者委員の氏名等：
・真野照英氏（司法書士）
・西山千津子氏（児童委員）
・東 宗徳氏（医師）

○第三者委員との交流：5月から6月にかけて本園にて実施

10月から11月にかけてグループホームにて実施

⑤自立支援計画の策定と評価

児童相談所との機関連携や施設内での多職種連携を通して丁寧にアセスメントし、支援計画を策定する。また、子どもとその家族の状況は、成長や社会的、医療的要因によって刻々と変化する事から、常に見直しが出来るものとし、半期に一度（10月に）は、全ケースを対象に支援計画の見直しを行う事とする。そして、3月には年度末評価を実施する。

○策定に向けた手順



⑥職員健康管理の推進

健康診断を年2回実施。健康の自己管理を目的とした衛生推進会議に講師を招き年1回開催する。

○令和3年度のテーマは、「職員の体調管理及びメンタルヘルス」とする。

⑦福利厚生

互助会により、新年会、送別会、歓迎会を実施するなど、コロナウィルスの状況に応じて、福利厚生を図る。また、インフルエンザ予防接種に係る費用は施設負担とする。

⑧職員研修・学習会の充実

職種ごとの研修に加え、児童養護や児童虐待といった実践的テーマはもちろんのこと、子どもの貧困や子育て支援といったテーマも含め、施設全体の養護内容を豊かにするために園内外の研修や学習会に職員を派遣する。研修担当が派遣案を作り、施設長がこれを了承する。または、職員自らが希望する研修への派遣を申し出る事が出来る。社会的養護処遇加算対象研修派遣は、施設長からの業務命令に従い参加する。コロナ禍にあり、状況に応じてオンライン研修での参加を昨年度同様、実施する。

令和4年度（2022年度）事業計画

○外部研修派遣計画

月	研修名	主催者	参加者
4月	法人新任研修	社会福祉法人共生会	新任職員・施設長
5月	法人研修	社会福祉法人共生会	中堅職員・施設長
6月	中堅職員研修	東京都社会福祉協議会児童部会	中堅職員
7月	関東ブロック施設長研究協議会(Zoom)	関東ブロック児童養護施設協議会	施設長
8月			
9月	新任研修(9～11月)(Zoom研修) 児童養護施設指導者研修会	東京都社会福祉協議会児童部会 子どもの虹情報研修センター	新任職員 中堅職員
10月	関東ブロック児童養護施設職員研修会	関東ブロック児童養護施設協議会	中堅職員
11月	全国児童養護施設長研究協議会	全国児童養護施設協議会	施設長
12月			
1月	児童福祉施設指導者合同研修 スーパービジョン研修 性教育研究会学術大会	子どもの虹情報研修センター 全国社会福祉協議会 性教育研究会	家庭支援専門相談員 中堅職員 性教育委員
2月	給食現任訓練 新任職員フォローアップ研修 家庭支援専門相談員研修 スーパービジョン研修Ⅰ	東京都社会福祉協議会児童部会 東京都社会福祉協議会児童部会 全国社会福祉協議会 東京都社会福祉協議会	栄養士 新任職員 家庭支援専門相談員 中堅職員
3月			

VI. 生活支援事業計画

本園事業計画

<運営方針>

家庭的養護を推進し、被虐待児童や処遇困難児童に対し治療的養護を目指す。養護ニーズに合わせ、入所依頼については柔軟に対応していく。

温かい家庭的な雰囲気で安心した居場所を目指し、集団生活を通じ児童主体の家族会議や行事運営を行う。また、個別の関わりを通じ信頼関係を築き思いやりのある人格形成ができるような支援を行う。

年少児から自立に向けた支援を念頭におき、高齢児に対しては具体的な知識と技術を身に付けられるように支援を行う。

<支援方針>

①児童対応

発達に偏りがある児童や心理ケアの必要な児童に対し心理士と連携しながら治療的な支援を目指す。

高齢児を中心に家族会議を行い児童がお互いに傷つけるような発言や自尊心を否定する発言がなくなるような取り組みを行う。また、個々の特性を尊重しながらも集団生活で対人スキルを学ぶ場を作る。

年少児より自立に向けた支援を念頭に置きながら高齢児については具体的な知識と技術を習得できるように取り組み、自己決定を促しながら個別対応を中心に丁寧な支援を行えるようにする。

児童間の関係については虐めや暴力がない安心・安全な生活を保障する為、児童の関係性を常に把握する。また、児童の居室は他児の出入りは禁止として、プライバシーと安全な空間づくりをする。

生活支援員のコミュニケーションを活発にし、引き継ぎや生活支援会議を通じ互いに意見を言える雰囲気を目指す。

②学習対応

個々の能力に合わせた学習支援を行う。

小学生は宿題を丁寧に行い、学力の定着に努める。学校の支度を子どもと共に確実に行い習慣化できるようにする。中学生については毎日1時間、学習する時間を設定し塾も利用しながら基礎学力を身につける。コロナ禍でパソコンを利用した学習が多くなる中、学力低下にならないように学習教材などの利用も検討する。受験生には自立するときの生活や高卒後の進路もイメージさせながら早期決定を行えるよう学力の向上を促す。必要に合わせて学習ボランティアの活用も検討し、学習環境の整備を行う。

③行事

児童の希望を聞き取りながらコロナ禍で実施可能な行事を企画していく。企画行事を中心に意図的な個別対応や社会性を身につける場を提供していく。誕生日会については児童の生まれた日に個別で実施することで、特別な日である認識を持ち自己肯定感を育む。

④入所について

事前面会から入所当日まで同じ職員が丁寧に対応し不安感の軽減をする。入所1カ月は日記を職員と行い、集団になじめるように配慮した支援を行う。コロナ禍で都内からの入所にあたり慎重に学校との調整を図り風評被害に繋がらないよう支援する。

令和4年度（2022年度） 事業計画

<業務方針>

生活支援部会議は円滑な司会進行を行い全体的に活発な意見が出せるよう配慮しながら効率の良い会議運営を行う。共通の認識を持ち、統一した処遇を決定し遂行できるようにする。生活支援部会議を行う際には、必要に応じ児童の様子を担当職員から報告し情報の共有を行う。

日々の引き継ぎはお互いに意見を出し合い、より良い児童への支援に繋がるようにする。

各副業務は在庫切れがないように、受け払い簿を付けながら在庫管理を行う。衣料品は季節に合わせた衣料品を適切に選択することを心掛ける。また、日用品も含め物を大切にすることを教えていく。

予防接種については一覧を用いて接種状況を把握しながら漏れのないように実施する。

小学生以下のコロナウィルスワクチン接種は保護者の意向を確認しながら滞りのないように接種を進める。

火災避難訓練1回／月・地震避難訓練2回／年・夜間想定避難訓練1回／年を実施する。新規入所時や部屋替えの際に防災袋の点検を実施する。

<職員間連携>

コミュニケーションを大切にしながら円滑なチームワークを形成する。指示系統を確立し、いつでも相談し解決できる体制を整える。統一した支援を行うことを念頭に個々の処遇向上を目指すために信頼し尊重しあえるチーム作りを行う。

新規採用職員にはチューター制度を取り入れながら業務の定着、処遇スキルの向上に努め謙虚な姿勢を持ち自己研鑽に努め、責任感を持った人材育成を行う。

<他部署との連携について>

他部署との連携を深め、食生活会議などの他部会議に参加する。家庭支援専門相談員・自立支援担当職員・心理士との情報交換や相談を積極的に行い、本園全体で児童を育てる意識を大事にする。

第一分園事業計画（パインツリー）

<運営方針>

地域社会の中で家庭的養護を実践すると共に、児童の最善の利益と権利擁護を図る。自発的な行動を促しながら社会的な自立、生活習慣の確立を目指し、思いやりの心を育んでいくよう支援する。職員は話し合いを重視し、自分が得た気づきを共有していく事で、児童へより良い支援が出来るよう日々検討していく。今年度、引っ越しに伴い、新たな地域での生活になる為、積極的に地域参画を行い、地域との関係作り、理解、連携を深めていく。

人材育成については、個人が持つ目標と、経験年数に応じた施設として求めている人材としての成長が出来る方法を模索する。日々の勤務の中で、話し合いを通じ困っている事、わからない事を確認し解決していく。

6人体制については、1年間を問題なくこなす事目標とし、施設として6人体制をどのように展開していくのか課題点を探していく。

<支援方針>

① 児童対応

児童にはお互いを尊重し、穏やかな過ごす事が出来るよう配慮していく。児童がごみの分別、出し方、洗濯、挨拶等、生活習慣を整え自立に向けての礎を築く。調理についてもGHの特性を活かし児童の身近で行う。食生活への興味、マナー、簡単な調理方法を生活場面で触れさせる事で、自立後に活かせる技術の習得を図る。

日頃から児童との信頼関係を築く事で児童一人一人が他者の事を考え、思いやりの心を育む事が出来るよう支援していく。

② 家庭との交流

家庭支援専門相談員と連携し、保護者がいる児童には定期的な連絡をしながら児童の状況を伝え、定期的な面会、帰省、交流を行う。児童相談所との連携をとりながら関係者会議、保護者の状況の把握など情報の共有化を図る。

③ 学習対応

小学生の学習は宿題を中心に丁寧に行うよう支援していく。中学生は、1時間学習を定着化し、日々の生活の中で勉強する意識を付けさせる。必要であれば通塾を視野に入れ、基礎学力の向上を図る。定期テスト前は学習に集中して取り組めるよう他児にも協力を仰ぎながら環境整備を進めていく。

④ 行事

児童の希望に沿いながら体験や経験を積ませる行事を企画し、思い出に残る楽しい行事を行っていく。休日や長期休みにも地域のイベントなどの情報を集め参加を促していきたい。

<業務方針>

調理に触れる機会を増やし、食に対する興味関心を広げていく。買い物から一緒に行うことで食材や食事に関する話題を増やし食育を行う。また、栄養のある温かい食事の提供を行う。食事マナーも身に着けながら楽しく美味しい食卓にすることを心掛ける。

児童の衛生面、身辺整理には留意し清潔感を持たせ、健康面でも自己管理が行える自立心を育む。居室のみならず、共同スペースも気をつけながら環境整備を行っていく。感染症には気を付け、換気、除菌、手洗いうがいの励行など日ごろから衛生観念を身に着けさせる。受診に際しては薬の管理を行い、適切な投薬治療ができるよう心掛ける。

令和4年度（2022年度） 事業計画

常日頃から防災意識を養い、月一回の火災避難訓練、地震や津波を想定した訓練も定期的に行う。災害時に備え、防災袋のチェックや防災設備、避難場所の確認なども児童とともに共有していく。地域の防災訓練にも参加していく。

<職員間連携>

毎日の引継ぎを丁寧に行うとともに、日ごろから児童の情報を共有するために些細なことでもコミュニケーションを取っていく。児童に寄り添いながら問題解決へ導き、職員間でお互いを尊重し高め合えるチーム形成と人材の育成を目指していく。他職種との連携も大事にしながら報告・連絡・相談を密に行う。

<その他>

様々な経験や人とのつながりを大事にするうえでもボランティアの活用は児童の成長に幅を広げる。今年度も適切なボランティアを多く求めていきたい。実習生には小規模化、家庭的養護の実践も踏まえながら次世代の職員育成となるよう受け入れをしていく。

子ども会、生徒会の活動や町内祭りなど積極的に参加し、引き続き理解と支援をいただけるような関係性を継続していきたい。

第二分園事業計画（ツインリーフ松風）

<運営方針>

個別的な関わりを大切にしながら家庭的養育を実践し、社会性豊かな人間性と自立（律）性を育む。職員の増員、子ども集団の年齢層の変化に伴い改めて「家庭的」とはなにかをチームで話し合い、子どもの自立に繋がる支援を考えていくことで、チームとして養育の質を高めていく。

<支援方針>

① 児童対応

家庭的な生活を通じ、職員との信頼関係を基に協力した生活を築きながら、発達段階に応じた生活体験を充実させる。一人ひとりの年齢に則した自立への取組みを行い、公共性や挨拶、マナーなど幅広く身に付けさせる。また、地域での生活を通じて社会性を身に付け、地域社会との繋がりを体験させる。児童間ではお互いに認め、思いやりや助け合いの心を持った仲間作りを目指す。

② 家庭との交流

家族再統合を目標に、家庭支援専門相談員を中心に家庭や児童相談所、関係機関との連携を行う。必要に応じて関係者会議も実施する。面会・帰省についても、新型コロナウィルスの蔓延状況を考慮しつつ、実施ができるよう調整を図る。

③ 学習対応

個々の能力に合わせた学習支援を行う。小学生については、家庭学習を中心に必要に応じて補足的な教材を利用し学力の向上を図る。中学生は1時間学習を定着化し、生活の中で学習をする意識を付けさせる。高校生については、テスト期間を把握し、学習するよう随時促していく。また、社会経験を積むと共に、進路に向け必要な知識の習得も図る。各学校とは連携を密にし、学校生活の様子など情報共有をしていきたい。

④ 行事

行事を通じ、思いやりの心と協調性を養うと共に社会性も育てていきたい。新型コロナウィルスの状況下でも楽しい思い出が作られるように工夫した行事を計画していく。児童の誕生日会については、担当者を決めて誕生日当日にお祝いをする。

※行事計画

行事名 目的

GW行事 集団形成を目的とする。

夏行事 日常生活では体験できないことを、宿泊行事を通じ体験する。

協調性・思いやりの心を育む。

冬行事 冬ならではの行事を通じ、季節感を養う。

春行事 年度末に向け、今年度のメンバーで楽しい思い出を作る。

<業務方針>

生活や行事を通じ、調理に触れる機会を増やし、食に対する興味関心を広げていく。平日の夕食作りに調理補助をお願いし、充実した温かい食事の提供を行っていく。その一方で、学習支援などの児童対応は丁寧に行う。食育の観点から、食事マナーを身につけ好き嫌いをしないよう支援を行う。

衛生面では、年2回の健康診断を実施する。うち、1回は学校健診とする。健康管理については、食事や睡眠、感染症についても意識を持たせる。児童の服薬に関しては医師の指示を守り、職員の引継ぎを宿直日誌で行い服薬漏れが無いように注意する。常備薬は定期的な在庫確認を行い、品質管理や在庫管理に努める。爪きりや散髪、居室の整理整頓など、生活の中で意識付けを行っていく。季節にあった着衣の選択ができるよう支援する。

令和4年度（2022年度） 事業計画

防災の取組みとして、月に1回の火災避難訓練を実施する。ひと月おきには避難誘導・初期消火の検証を踏まえた職員のみの訓練も行う。また、年に2回は地震を想定した避難訓練も実施する。地域防災訓練に参加をし、災害時の避難方法を学ぶ。防災設備や備品の管理を漏れのないよう行う。業務は丁寧に行うことを中心としながら、ミスが起きた際にはホーム全体で問題改善に努める。事故防止に努めながら環境整備を行い、安心安全な生活ができるように心掛ける。

<職員間連携>

職員間でのコミュニケーション・情報共有を大切にしながらなんでも言い合える職員集団を目指す。自己判断せず、報告・連絡・相談を徹底し、統一した支援が行えるようにしていく。ホーム会議の場では報告、確認だけでなく「家庭的」「自立」について活発な意見交換・情報共有が出来るよう意識をして取り組み、チームとして養育の質を高めていく。人材育成については5人体制になっても途切れることがないようにホーム内の育成の仕組み作り、役割を明確にしてOJTを充実させ、職員に対しての教育の強化を図る。

緊急事態が発生した際は、フローチャートを基に迅速な報告・連絡・相談を行い、応援体制を組み対応できるようにする。家庭支援専門相談員・自立支援担当職員・心理士・グループホームバックアップ職員との情報の交換や相談など連携をとっていく。

<その他>

ホームへの理解に繋がるよう、職員一人ひとりが発信者となり、積極的に地域活動に参加していく。事故防止の観点から、ヒヤリハットの検証を行い再発防止に高い意識を持って取り組む。ボランティアについては、児童に合ったボランティアを選定し、積極的に受け入れを行っていく。

第三分園事業計画（もちのき）

＜運営方針＞

児童の自発的な活動を促しながら社会的自立、生活習慣の確立を目指す。「家庭的」と「自立」をチームで考え、個別対応の強化に努める。

＜支援方針＞

① 児童対応

自立後に必要な知識、経験を生活場面の中で積ませ、取得できるような支援をする。児童の自主性を尊重し多職種との連携を踏まえた支援を実施していく。個別対応を重視しながら児童の能力、特性に合わせた支援を行う。

お互いに思いやりをもちらながら協力し、雰囲気の良い児童間の関係性を築いていく。他ホーム児童とも交流を行いながら良い関係づくりができるようする。

調理も身近にできるので、食生活への興味を増やしながら食育を行う。

② 家庭との交流

家庭交流が出来る児童には、家庭支援専門相談員と連携しながら交流を行っていく。保護者がいる児童には、定期的な連絡をしながら児童の状況を伝え、定期的な面会、帰省、交流を行う。児童相談所との連携もとりながら、保護者の状況の把握など情報の共有化を図る。

③ 学習対応

小学生の学習は宿題を中心に丁寧に行うよう支援していく。長期休みには苦手分野や基礎学力を向上する為、宿題を早期に終え、ドリルや教材を活用していきたい。また、必要な児童には学習ボランティアや公文を利用し、基礎学力の定着を図る。中学生は一時間学習する時間を設定し、塾や学習ボランティアを利用しながら基礎学力を身に付ける。また、未提出課題がないよう支援をしていく。定期テスト前は学習に集中して取り組めるよう他児にも協力を仰ぎながら環境整備を進めていく。

④ 行事

コロナ対策など感染症に注意しながら行事計画を立てる。行事を通して思いやりの心と協調性を養い、社会性を育てる。児童の希望に沿いながら体験や経験を積ませる行事を企画し、思い出に残る楽しい行事を行っていく。休日や長期休みにも地域のイベントなどの情報を集め参加を促していく。

*行事企画

行事名 目的

GW行事 初めての集団行事として仲間作り、協力体制を作る。

夏行事 長期休みに普段できない宿泊行事を行い、皆で思い出を作る。

冬休み宿泊行事 児童の希望に合わせ日帰りか宿泊行事を行い、季節感ある行事を行う。

春行事 体験、経験を積ませるため、年度末に楽しい思い出を作る。

＜業務方針＞

調理に触れる機会を増やし、食に対する興味関心を広げていく。平日は、調理補助職員がいる事で学習支援も丁寧に行いながら、栄養のある温かい食事の提供を行う。食事マナーも身につけながら楽しく美味しい食卓にする事を心掛ける。

児童の衛生面、身辺整理には留意し清潔感を持たせ、健康面でも自己管理が行えるよう支援をする。居室のみならず、共同スペースも清掃しながら環境整備を行っていく。感染症には気を付け、換気、除菌、手洗

令和4年度（2022年度） 事業計画

いうがいなど日頃から衛生観念を身につけさせる。受診に際しては薬の管理を行い、適切な投薬治療ができるよう心掛ける。

防災の取り組みとして、月に一回の火災避難訓練を実施する。また、年に2回は地震を想定した避難訓練も実施をする。地域防災訓練に参加をし、災害時の避難方法を学ぶ。防災設備や備品の管理を実施する。

<職員間連携>

職員5人に体制になり、グループホームバックアップ職員の配置もあるので、ルーキーやビギナーの育成を行なながら子どもの個別対応に力を入れる。

ホーム内では毎日の引継ぎを丁寧に行うとともに、日頃から児童の情報を共通認識するために些細なことでもコミュニケーションをとりながらチームワークを高めていく。他職種との連携も大事にしながら報告、連絡、相談を密に行う。特に一人で決めずに相談をしながら相互理解をしたうえで決めていく。

ホーム会議では家庭的な支援とは何かを考え、職員間で共有し統一した支援ができるようにする。職員の困り感なども話せる場にしていきたい。

児童の情報の確認と予定の把握に努めていきたい。また、相談のできる場としてホーム職員以外の第三者の参加もお願いし、客観的な視点でのご意見も伺い、よりよい支援につなげていきたい。各会議の決定事項の確認、報告も行いながら、効果的かつ、活発な会議運営を行っていき、チームワークを強める。

ホーム職員間だけでなく、多職種との連携を深め、連絡・報告を行いたい。家庭支援専門相談員や自立支援担当職員や栄養士とは児童の支援に直結する部分も多いため、意見交換、相談を多く取っていきたい。心理士とは客観的な視点でみてもらい、児童に対する見方、心理的サポートなどの連携をとっていきたい。

<その他>

様々な経験や人とのつながりを大事にするうえでもボランティアの活用は児童の成長に幅を広げるため、適切なボランティアを多く求めていきたい。実習生については、実習期間一度だけの体験ではなく、ホーム中心の実習生の受け入れを図っていき、小規模化、家庭的養護の実践を踏まえながら次世代の職員の育成となるよう受け入れをしていく。

子ども会、生徒会の活動や町内祭りなど積極的に参加し、引き続きご理解とご支援を賜われるよう関係性を継続していく。

事故防止の観点から、ヒヤリハットの検証を行い再発防止に高い意識を持って取り組む。

VII. 家庭支援事業計画

基本方針

家族調整を進めていく中、2名の家庭支援専門相談員が中心となって、分担しながら家庭関係を調整していきます。保護者との信頼関係を大切にし、子どもの現状や支援の方向性、目標を保護者と共有し家族交流を行なっています（報告、連絡、相談と情報の共有の徹底）

子どもと保護者の家族支援を通し親子関係の再構築及び家族再統合の促進を図ります。子どもと保護者の家庭環境については慎重な対応が必要なので留意しながらの対応を行っていきます。

1 家族再統合の支援（養育相談、支援、方針、家庭訪問、児童相談所）

- ① 保護者とは信頼関係を大切にし、家族との関係調整を行なうとともに、施設全体で家庭復帰に向けたありかたを検討し子どもと保護者を支援します。
- ② 子どもの現状報告や今後の方向性や目標を共有していき、信頼関係を築くために保護者の相談を受け、保護者と向き合いながらの支援をします。
- ③ 新型コロナの緊急事態宣言の発令時は、オンライン面会等をとりいれ親子交流を継続していきます。
- ④ 児童相談所の福祉司との連携は定期的にとり、子どもの様子も定期的に伝えていきます。また、保護者と直接連絡ができないケースについては、児童相談所に状況把握をお願いし共有していきます。児童相談所の福祉司と連絡がとれないこともあるため、伝言し見解の違いがないよう連携を強化します。関係者会議については、早めに取り組みます。
- ⑤ 長期休みの面会、帰省を行ない親子の交流を図る。保護者宅への家庭訪問も福祉司と同行し把握をしていくことを念頭においていきます。
- ⑥ 家庭復帰ケースについては、入所理由、現状の把握をきちんとして一連の振り返りを親子と一緒に行います。

2 その他

- ① 家庭支援、自立支援担当職員、子どもの担当職員との連携は役割分担を明確にして周知していきます。
- ② 家庭支援の書類関係については丁寧に作成していきます。
- ③ 職員会議などで情報共有を図っていきます。
- ④ 2名の家庭支援で分業しながら行なう為、ケースの共有の時間をとって連携していきます。
- ⑤ コロナワクチンの接種や子宮頸がんワクチンについても、児童相談所と連携して保護者の意向を確認する。
- ⑥ 家庭復帰したケースで、退所時に問題がなくても、復帰後に家庭との関わりの中で、トラブルが生じるケースがある為、今後の課題として、担当、専門職の連携を強化していく
- ⑦ 住民異動の手続きについて、兄弟ケースについては、単独世帯で手続きをしていく。

VIII. 自立支援強化事業計画

1. 方針

「実践に即した生活術の獲得を目指す」

○年齢に問わず、施設のリービングケアの充実を図る。

- ・各年齢にあつた自立度を図れる指標をつくる。
- ・より実践に即した自立支援計画書を作成する。
- ・自活訓練を通じた一人暮らし体験事業を行う

○社会的養護自立支援事業の活用と高校卒業後の施設生活継続を検討していく。

- ・措置延長を行うための指針を定める。
- ・リービングケアからアフターケアへのつながりを大事にする。

○児童自立支援計画を児童とともに作り共有をする

- ・聞き取りアンケート方法の標準化
- ・児童の育成を職員全体で共有する意識をもち、実践できる計画書作成を目指す

2. アフターケア事業計画

(1) 事業の対象者数及び支援想定回数

①事業の対象者数（34人）

※自立児童は退所後10年まで、家庭復帰は退所後5年までの者全員

+ α （必要に応じ支援が必要な退所者）

②支援想定回数（272回）

※事業の対象者数×8回

- ・定期的な電話連絡や家庭訪問による生活状況の把握と支援
- ・職場・学校訪問により理解と協力、ネットワークづくりを支援する。
- ・施設卒園し就職した児童や進学児童への金銭管理補助と奨学金等の管理補助

随時

○ボランティア見学・受け入れ

○奨学金

○アフターケア

○自立支援委員会研修、学習会、ブロック会、全体会

IX. 食生活支援事業計画

子どもたちは親や家族と離れて不安な中で生活をしています。松風荘で安心して、豊かな生活ができるよう、子どもたちの声を良く聴き、安全で、おいしい食事を作ります。また、成長期にある子どもたちの発達を保障するために栄養バランスの取れた食事を提供します。

いずれ卒園していく子どもたちが自分で食事作りができ、楽しく、気遣いのできる食卓を囲めるように援助し、食育と危機管理について検討します。

今年度重点テーマ…食への感謝、関心

食への感謝、関心を持つことで食事への思いや理解を深める心を育てます。子どもにとって食事をする環境はとても大切で、一緒に食べる周り大人の雰囲気づくりにより食事の時間が楽しいものになります。

共食の意識を持つことで健康的な食事のあり方や作法を身につけ食育の一環とし、食生活リズムを作ることで成長と発達を促します。

今の食べ方、食べたものが10年後の子どもたちの健康を左右します。

これまでの取り組みの結果に基づき、肥満、やせすぎ、低体位の子どもへの個別支援、高校生の食生活自立への準備とグループホームの支援をします。

※ 子どもたちが「食べる力」は周りの大人の「食べる力=食事、健康への関心」を反映している。子どもたちが十分な力を身につけることができるよう私たち職員も力を磨きます。

※ 平成17年食育基本法の制定

1、子どもの健康と食生活

(1) 毎月の体重、隔月の身長測定

子どもの発育、発達状況、栄養状況、栄養状態、生活状況等把握し、評価を行い職員会議で共有する
低体位児童の発達保障

中高生の発達支援

肥満、やせすぎの改善 本人の自覚と努力と援助（今まで、今、これから）

偏食（大嫌いな食べ物を減らす、一口食べるところから始める）

個人別健康簿の整理（成長曲線）

(2) 治療食

医師の指示、本人の食欲を大切にします。

(3) アレルギー

医師に診断を求め、その指示に従い個別対応をします。

(4) 外食

食事を通して豊かな生活を築きます

5月 子どもの日（寿司の出前） 7/12月衣料購入時 8月 キャンプ・民宿

1月 冬行事民宿、合宿 3月 春行事、卒業外食

(5) 食事時間

朝食 6時30分～7時30分 休日 7時30分

昼食 12時（11時45分） 15分間着席

夕食 18時30分

みんなと食べる大切さ、共食の意識、個々にあわせた食事時間の配慮

令和4年度（2022年度） 事業計画

（6） 献立検討

児童への食事に関するアンケート（嗜好調査）の実施

献立の希望調べ 献立検討（希望、検討） グループホーム訪問時の聞き取り

（7） 誕生日会

誕生者の希望をかなえます。

（8） 行事食

季節の行事食・食材を大切にします。

（9） 食品選び

食品は新鮮で添加物の少ないもの、なるべく国産のものを選びます。

（10） 減塩

子どもの時からの食塩摂取量が生活習慣病につながるので、減塩に努めます。

2、子どもの役割と食事作り

（1） 役割

布巾洗い、炊事当番、片付け当番

（2） 食事作り、調理実習とお手伝い

お手伝いを盛んに、楽しくなる食事作りを支援します。

自発的で計画的な食事作りを自分と他人のためにできるよう支援します。

卒園する児童への自立に向けた調理計画を支援します。

（3） 行事食

4月 入学祝い（赤飯、御頭付き鯛塩焼き） 7月 七夕（ちらし寿司）

1月 正月（御節、雑煮）/七草/小豆粥/成人の日（赤飯） 2月 節分（恵方巻）

3月 ひな祭り（ちらし寿司）

（4） おやつ作り

4月桜餅 5月柏餅 9月おはぎ 12月餅つき 3月ぼたもち

3、環境整備

（1） 衛生管理

ねずみ（6回/年）、ゴキブリ駆除（2回/年）

食器乾燥機、次亜塩素酸消毒、熱湯消毒

検便（全職員1回/月、児童4回/年、ノロウイルス検査 本園食生活職員 11~3月）

中心温度（85°C以上/1分以上）表面温度（10°C以下）、保存食（2週間保管）

（2） 掃除

毎月集中清掃の実施

（換気扇、冷蔵庫、冷凍庫、食品庫、食品棚、調理器具棚、調理台、ガス台、シンク下、フィルター等）

（3） 検収

表面温度測定、賞味期限確認、適温保管、産地証明

（4） 物品購入

器具什器 安全で使いやすい食器

個人別（年齢別茶碗、はし、湯のみ、マグカップ）

（5） ゴミ分別、処理

水切りの徹底、ゴミにしない工夫、分別の徹底

4、研修

（県）給食協会、東社協現任訓練、施設見学、給食研究会

栄養士会、保健所研修会、園内研修

令和4年度（2022年度） 事業計画

5、職員体制

常勤栄養士 1人、常勤調理師 1人、常勤調理員 1人、
グループホーム調理員 3時間調理員 3人枠

6、栄養基準量、食品群別食料構成算定表

2022年 食事摂取基準

2022/4/1

	エネルギー	タンパク質	脂質	Ca	Fe	レチノール	VB1	VB2	VC	食物繊維	食塩
最大値 14歳男	3457	84.0	60.9	1000	11.5	800	1.4	1.6	95	17	8
最小値 7歳女	1386	28.6	20.0	550	6.5	400	0.8	0.9	55	10	5.5
基準値	2500	80	29%	650	*14	700	1.3	1.4	85	*19	7

平均年齢 11.3 最大 14歳 最小 3歳

※Fe、食物繊維に関しては最大値を設定

2022年 食料構成

	魚肉類	乳類	卵類	野菜類	海草	芋類	果実	米パン麺	豆類	油
基準値	170	300	50	300	5	120	100	330	50	15

7、地域交流

バザー、クリスマス会（手作りお菓子）

8、飲食物費収入

収入予算 30,200円/月 1,026円/日

支出予算

毎月業者 30,200円 × (12+3) = 453,000円/月

1,026円 (342+342+342)/日

100円（おやつ代）

全体行事費 250,000円/年

9、記録簿

調理日誌、会議録、検食簿、点検簿、食品衛生管理簿

10、会議、打ち合わせ

職員会議（1回/月）、献立会議（1回/月）、食生活業務会議（1回/月）、

調理員合同食生活会議（2回/年）

毎日の打ち合わせ 9時30分～

11、災害時（食中毒含）の食事と危機管理について検討する

6月 備蓄食を使用した調理実習（本園、グループホーム調理員合同）

12月 もちつき

備蓄食7日分 ※併せて、災害時の使い捨て容器の入替、在庫確認等実施

令和4年度（2022年度） 事業計画

1 2、子どもの発育、発達状況、栄養状態、生活状況などについて把握し、食事計画を立てる

※ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長平成27年3月31日

「児童福祉施設における食事の提供に関する援助および指導について」

1 3、食育（買い物、食事作り、食事、片づけ）

卒園児童への調理実習

1 4、グループホーム支援

毎月グループホームを訪問し、要望を聞き、成長発達の確認と個別対応をします。

X. 心理支援事業計画

1. 個別心理療法の実施

専門的な児童の心理ケアのために個別の心理療法を行う。プレイセラピーとカウンセリングを手法とし、主にトラウマの治療、発達の促進、不適応状態の緩和等を目的とする。

昨年度と同様、教材（SST等）についても積極的に取り入れながら、心理療法に取り入れていく。

対象：被虐児童・生活適応に課題を抱える児童等

実施場所：本園：心理部屋 本園 相談室

2. 生活場面における心理ケア及び治療的養育環境作り

児童の生活場面である学習、食事、清掃、余暇活動に参加し、発達や生活適応に課題を抱える児童に対し、心理的側面に配慮した関わりや支援を行う。また、生活場面において児童から訴えがあった場合等に、話を聞き個別の関わりを通じて治療的関わりを行う。

・児童への生活場面面接

児童の状況に応じて、居室及び生活空間において面接を行う。また、場合によっては生活場面でのやりとりから心理面談に繋げていく。

生活場面という枠から心理面談という枠への移行の際に組み立てについて検討し、実践していく。

・生活場面における児童の状況観察

生活場面での児童の生活状況や対人関係を観察し、状況に応じて生活場面面接に繋げ、助言等の心理治療的・教育的介入を行う。児童間や児童職員間の状況をアセスメントし、生活場面での支援に生かす。

3. アフターケア

アフターケアの一環として卒園生の心理面のケアを目的にオンラインでの心理カウンセリングを実施していく。

4. コンサルテーションの実施

個別心理療法、生活場面面接での見立て及び生活場面での観察等の気づき職員間で共有し、支援に役立てるため会議に参加し、コンサルテーションを行う。

定期的に各ホーム会議に参加し、各児童の状態を共有し、支援方法を検討していく。

令和4年度（2022年度） 事業計画

5. 心理教育の実施

高齢児合宿にて、4年計画で心理教育プログラムを実施し、対象児童が抱きやすい心理的な課題について、正しい知識や情報を心理面および倫理面への配慮を充分にしながら伝えていく。

心理教育を児童の心理面談の中にも取り入れた。昨年度と同様、心理面談の中にも積極的に取り入れていく。

6. 医師との連携

投薬治療中の児童について定期的に児童の様子を伝え、医師との連携を図る。また、投薬治療を行っていない児童に関しても気になる様子等を伝え必要に応じて医療機関受診に繋げる。また、小児科だけでなく児童の状態に応じて精神科、心療内科への受診も検討する。

7. ケースカンファレンスにおける資料作成のサポート

外部講師を招聘してのカンファレンス資料の作成にあたってのサポートをする。

8. 学校との連携

授業参観や保護者向けの学校行事に参加し、児童の学校生活や学習、友人関係について学校教員と情報交換を行うことで児童の学校不適応感への予防的介入を行う。また、学校不適応児童への具体的なサポートや治療的養育的環境作りに繋げる。スクールカウンセラーとも連携し、児童の様子を共有し、専門的な心理アセスメントや心理ケアに繋げる。

9. 児童相談所との連携

児童相談所の福祉司、心理司等との児童の見立てや生活場面での様子を報告し、共有する。

10. 心理カンファレンスの実施

外部講師を招聘しての心理カンファレンスを実施し、対象児童について多角的な視点で見立て、支援方法を検討していく。また、コロナ禍のためオンラインでのカンファレンスも念頭に入れながら準備をしていく。

※施設内心理が複数配置になったことで心理療法、医療連携をはじめ、役割設定を明確にしていきながら心理的支援をしていく。

XI. 委員会活動事業計画

実習委員会

1. 方針

次世代の児童養護施設職員育成のため、実習生の受け入れを行う。受け入れ態勢を本園担当者だけではなく、グループホーム単独でも実習生を受け入れる事が出来るよう標準化を目指す。グループホームで宿泊実習が可能になる為、柔軟な受け入れを行なっていく。また、有資格者（社会福祉士・保育士）による専門的な教育を実施する。

2. 取り組み内容

- ・実習生を受け入れる月を基本に月1回招集する
- ・対面やオンラインを活用した事前オリエンテーションを実施
- ・対面やオンラインを活用した実習巡回を実施
- ・実習評価表・出勤簿の確認を各拠点で行う。評価表については、委員長に提出を行い確認の上、施設長に公印を押印してもらう
- ・実習生の勤務表は各拠点で行う
- ・年間スケジュールは委員長が行う
- ・実習終了に際して反省会を行う

3. 年間スケジュール

年間スケジュール	
4月	全学校に実習書類を送る ①施設実習に関する書類送付について ②松風荘における実習について ③前年度の事業概要 ④松風荘パンフレット ⑤実習中における個人情報取り扱いについて ⑥誓約書
9月～11月	次年度の実習依頼が順次届く 受け入れの調整を行う
12月初旬	実習依頼の返信をする
1月頃	育成支援課より人材確保事業のメールが届くので、届いたら資料作成して送付

マニュアル委員会

1. 目的

マニュアルの質の向上、支援の統一を目的とし、現状に合わせたマニュアルの策定、確認、訂正を行う。また全体的に周知され使いやすいマニュアル作りを心掛ける。

2. 活動方針

現行のマニュアルを時代に対応した使いやすいマニュアルにするため、マニュアルの読み合わせを実施し、改訂が古いマニュアルから随時内容の精査と改訂を行い、3年毎に見直しが出来るよう枠組みを作る。

業務の見直しアンケートを実施したもの踏まえ、職員の困り感やニーズの把握を行う。職員の支援スキル向上をはかるという点に着目したうえで現行のマニュアルの改訂、新設を行う。

増えてきたマニュアルを職員が把握し活用できるよう整備する。

リスクマネジメントの検討をする。

今年度より、Wi-Fiマニュアルを使用する為、変更点などがないか確認をする。

重点課題

1. 職員の業務見直しアンケートの実施、職員の資質向上を目指した職員育成、支援スキル向上の対応マニュアルの見直し。
2. マニュアルも増えている為、職員が把握しきれていない。マニュアルを活用していく為にも活用方法を検討する。

3. 委員会・マニュアル周知活動内容予定

委員会	月	内容
第1回	5月	方針検討・学習会検討・マニュアルの活用方法の検討
第2回	7月	日常・支援マニュアルの見直し リスクマネジメントの検討
第3回	10月	危機管理マニュアルの使用方法確認及び見直し
第4回	11月	職員の業務資質向上を目的としたマニュアルの検討
第5回	1月	総括検討

4. 周知活動予定

対象者	月	活動内容
新任	4月	新任研修にて業務手引き・支援マニュアル読み合わせ
直接処遇	5月職員会議	ICTスキル向上勉強会の実施（ライツオン・チルドレン）
直接処遇	10月	業務見直しアンケートの実施
全体	11月職員会議	感染症対応学習会の実施

防災安全委員会

1. 方針

(防災部門)

- ・自然災害や火災、津波等による被害から松風荘の児童、職員の安全を確保出来るよう考える。
- ・災害時には被害を最小限に抑えられるよう人命を第一優先とし、さまざまな対策を行い災害に備える。また、地域住民と協同し復旧・復興対策を行っていく。
- ・防災食備蓄の把握に努め、委員会時に棚卸し時期の確認を行う。
- ・コロナウイルスの感染状況を見て、BCP対策本部にて対応検証を行う。

(安全対策部門)

- ・児童間の関係性や施設内の死角となる場所や時間帯を把握し、職員間で情報を共有することで、事故を未然に防ぐ取り組みを行う。
- ・過去の暴力的事故やヒヤリハットを検証し、同様の事象が起こらないように努める。

2. 取り組み内容

(防災部門)

- ・緊急連絡網の作成、通報訓練の実施
- ・家具等の転倒防止対策、防災バッグ（年2回4月、9月）、応急医療セットの内容確認
- ・住所や氏名、連絡先、血液型、服薬の有無など個人の情報が分かる物を作成
- ・自衛消防組織編成表に基づく訓練の計画と実施
- ・本園、各分園での避難訓練の計画と実施
- ・職員の防災訓練を実施
 - ・「松風荘・防災の日」として備品や施設内で危険個所がないか確認及び炊き出し訓練・総合防災訓練実施
 - ・年1回燃料交換
 - ・備蓄食料期限確認、発注、納品

(安全対策部門)

- ・児童間の関係を把握するため、聞き取りを行ない、ジェノグラムを作成する。
- ・昨年度の事故報告やヒヤリハットを検証し、今後の事故を未然に防ぐ。

3. 年間計画

- | | |
|-----|---|
| 4月 | 緊急連絡網の作成、防災バッグの内容確認
棚卸時期確認、防災備蓄点検 |
| 5月 | 職員会議で通報訓練を行う。緊急連絡網を実施。
「松風荘・防災の日」として炊き出し訓練実施。総合防災訓練（災害時煙体験）実施（全児童を対象）
燃料交換（松風荘・防災の日に行う） |
| 6月 | ジェノグラム作成の為、児童への聞き取り実施。
児童への聞き取りに基づくジェノグラム作成 ⇒ 養護会議で報告 |
| 10月 | ヒヤリハットを基にリスクマネジメントマップ検証・作成（第1回） |
| 11月 | 職員の防災訓練（消火訓練・避難訓練・消火器を使用した訓練） |
| 2月 | 暴力的事故報告やヒヤリハットの検証 ⇒ 養護会議で報告
総括・次年度に向けての課題
ヒヤリハットを基にリスクマネジメントマップ検証・作成（第2回） |

令和4年度（2022年度） 事業計画

4. 備蓄食料等棚卸時期

棚卸年月	品名	数量	保管場所	賞味期限
22年4月	サバ味噌煮	48缶	ツイン外倉庫	22年10月
22年5月	α米（白）	50食	本園外倉庫	22年11月
23年1月	フルーツミックス缶	48缶	本園外倉庫	23年7月
23年2月	まぐろ油漬けフレーク	48缶	本園外倉庫	23年8月

自立・性教育委員会

1. 目的

施設で生活している中で自立度（身体的、社会的、精神的、経済的）を測りながら、自分を律する気持ち、自己実現をするための自立の養う取り組みを行う。
自活訓練棟を活用しながら一人暮らし体験を実施し、実践に即した生活術の獲得を目指した取り組み、スケジュールを考える。
低年齢児からの学習支援の整備を測る。

2. 検討内容

①高齢児合宿の運営、実行

高齢児合宿を通じて、自立に向けた教育をおこなう。卒園生の座談会を聴くことで、卒園後の生活をイメージさせ、前向きな進路選択を促す。

②自立に向けて実践的な取り組みスケジュールの確認と自立の講話を確立させる

高校入学からの自立に向けた取り組みスケジュールを考えるとともに、高校3年生へは自立のスキルを養うため、講話をおこなう。また自活訓練棟も活用できることになったら、一人暮らし体験をさせながら自立への意識を養う。

③地域との連携・就労体験

同友会「みられたね委員会」とのつながりを大事にしていきながら地域の大人との交流する機会を増やしていく。高齢児にはインターンシップを推奨し、低年齢児にはおしごと体験などの行事企画を計画する。

④低年齢児からの学習支援の整備

小学生から基礎学力の向上を測るために、どのような支援ができるかを計画する。

⑤性教育の取り組み確認と講座、学習会の検討

マニュアルを確認しながら、各児童の取り組みの把握、必要に応じて、横割りの性教育講座、職員の全体研修を検討する。

3. 活動内容

第1回	4月 日	方針確認・委員長選定・高齢児合宿役割決め
第2回	6月	高齢児合宿確認・児童自立支援方針（前期）評価
第3回	9月～10月	高齢児合宿振り返り・横割り行事・学習会などの行事準備
第4回	2月	行事振り返り・総括作成

人材委員会

1. 方針

「途切れない人材育成を行える体制を作る」

○経験年数別会議を実施し、階層ごとに求められる人材像を確認、全体として目標を共有化する。

※階層別求められる人材像（案）

○新任研修・ビギナー育成表・個別研修計画の実施

チューター、先輩職員を明確にし、自ら研鑽する姿勢と全体で人材育成を行う仕組みを確立する。

※階層別職員表 2022

ルーキー：新任研修実施要綱／1か年チェック表

ビギナー：3か年チェックリスト

ミドル・支援：個別研修計画

○研修実施要綱を定める。

職員の資質向上を目的とした研修の実施要綱を定め、研修の体系化を図る。

※松風荘 職員実施要綱

2. 活動日

月1回 運営会議終了後